別表第二の備考一の㈢の1の⑴中「入口の予告」の下に「、サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」を「記号」の下に「、矢印」を加え、「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-A・B）」に改め、「白色とし、」の下に「サービス・エリア、道の駅及び距離（116）」を表示するものの道の駅を表示する部分並びに」を加え、同表の備考一の㈢の1の⑵中「9」を「10」に改め、同表の備考一の㈢の1中⑶を⑷とし、⑸から⑵までを一ずつ繰り下げ、同表の備考一の㈢の1の⑷の次に次のように加える。

⑸　サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）を表示するものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を青色とする。ただし、施設名を表示する部分については、文字を青色、地を白色とする。

別表第二の備考一の㈢の1の⑷の次に次のように加える。

⑸　⑴本文、⑵本文、⑾本文、⑿、⒀本文及び⒁の規定にかかわらず、「入口の方向」、「方面、方向及び距離（106-A）」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告（110-B）」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」、「出口」、サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-B）及び「サービス・エリア」を表示するものについては、必要がある場合は、矢印を白色以外の色とすることができる。

別表第二の備考一の㈢の2中「25」を「27」に改める。

**附　則**

1　この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の相当規定による種類の案内標識とみなす。

# 省　令

**○国土交通省令第二十一号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第二項並びに測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第十条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「閲覧及びその」を削る。

第五条の二第二項中「又は一時標識」を削る。

別表第一の一の1のチ中「金属製の名板を取り付ける。」の次に次のただし書を加える。

ただし、付属標は、使用されることが見込まれない場合、設置しないことができる。

別表第一の一の3のニ及び同表の一の6中「ふた石」を「蓋石」に改める。

別表第一の備考七中「井げた石」を「井桁石」に、「ふた」を「蓋」に改める。

別表第四の見出し中「第四条」を「第四条の二」に改める。

別表第七の第一面を次のように改める。